

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	(税 務 課)	一
○令和四年度宮城県准看護師試験の実施	(医療人材対策室)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○知事指定薬物の指定の失効	(薬 務 課)	二
○農業振興地域の変更	(農業振興課)	二
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	四
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	四
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同 課)	五
○道路の区域変更	(道 路 課)	六
○道路の供用開始	(同 課)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	(精神保健推進室)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同 課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(森林整備課)	七
○教育委員会定例会の開催		一
○教育委員会		一
○監査委員		一

## 告 示

○定期監査の結果の公表

一

○宮城県告示第六百二十八号  
宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。  
令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定取消しの年月日
東興石油株式会社	代表取締役 浅野 達弥	栗原市築館伊豆四丁目一番一号	令和四年六月三十日

○宮城県告示第六百二十九号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、令和四年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。  
令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

令和五年二月十四日(火)

午後一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

仙台市青葉区土樋二丁目三ー一 東北学院大学土樋キャンパス六号館

三 受験願書受付期間

令和四年十一月十四日(月)から同年十一月十八日(金)まで(当日消印有効)

四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班(電話〇二二二二二二二二六二五)

○宮城県告示第六百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二一三〇〇一五	特定非営利活動法人虹の駅虹菜園 栗原市築館字芋埜仙能五丁十	型 就労継続支援B	特定非営利活動法人虹の駅	令和四年九月一日
〇四二一三〇〇五九三	風薫る社 栗原市瀬峰下藤沢三丁一	型 就労継続支援B	合同会社しゅうの風	令和四年九月一日
〇四二一四〇〇三四四	ほっとファーム松島 ほっとハート松島 東松島市野蒜字北余景五二番十二	型 就労継続支援A 型 就労継続支援B	ほっとファーム株式会社	令和四年九月一日
〇四二一六〇〇一四一	訪問介護あさの風 富谷市日吉台三丁目十一番地二十 リスハイム大富二〇一	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	合同会社あさの風	令和四年九月一日
〇四二二四〇〇四六七	アッブルファーム巨理 巨理郡巨理町荒浜字藤平橋四五二八	型 就労継続支援B	株式会社アッブルファーム	令和四年九月一日
〇四二二七〇〇七七五	くりの木 黒川郡大郷町大松沢狸沢三七一八	型 就労継続支援B	一般社団法人あゆみ	令和四年九月一日
〇四二二四〇〇二四二	障がい者グループホーム 巨理郡巨理町荒浜字藤平橋四五二八	共同生活援助	株式会社アッブルファーム	令和四年九月一日

○宮城県告示第六百三十一号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 化学名 「(二S、四S)ー二、四ージメチルアゼチジンー一イル」〔(八R)ー一六ーメチルー一、九、一〇ージデヒドロエルゴリンー一、八ーイル〕メタノン及びその塩類(通称名:LSZ、LA

ーSSーAz)

- 2 化学名 ー一(四ーフルオロー三ーメチルフェニル)ー二ー(ピロリジンー一イル)ペンタシー一オン及びその塩類(通称名:4-fluoropiperazine PVP、MFPVP)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため  
三 指定の効力が失われた日  
令和四年九月九日

〇宮城県告示第六百三十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和四年九月九日から施行する。

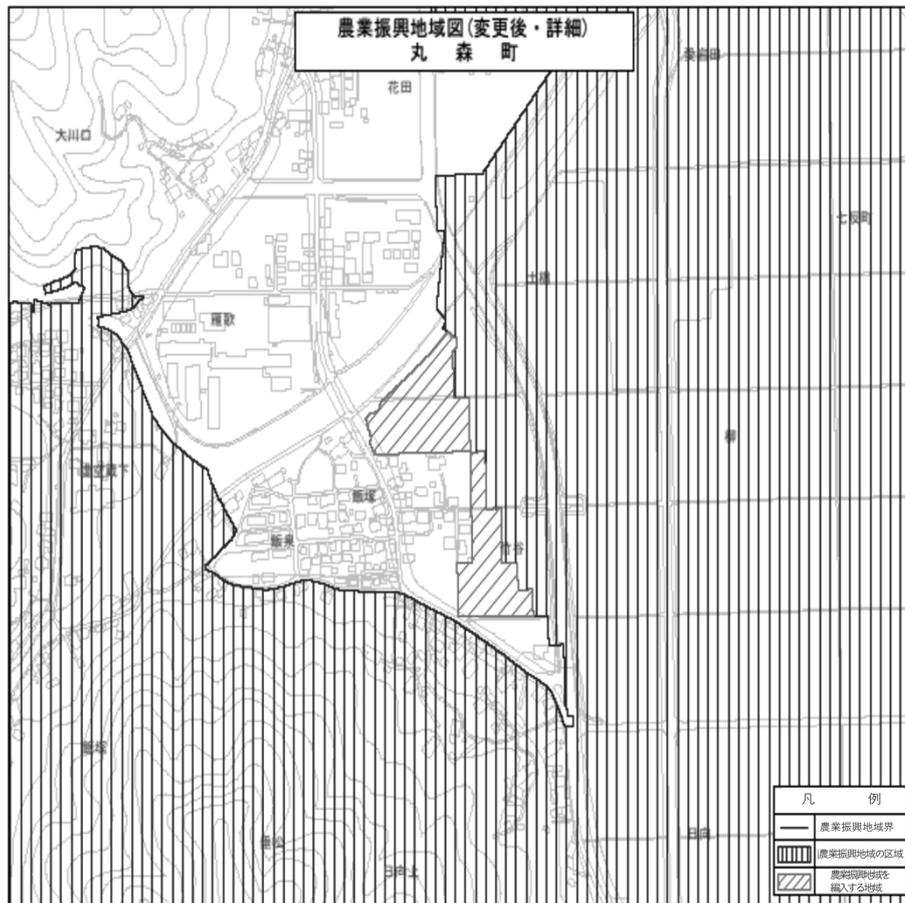
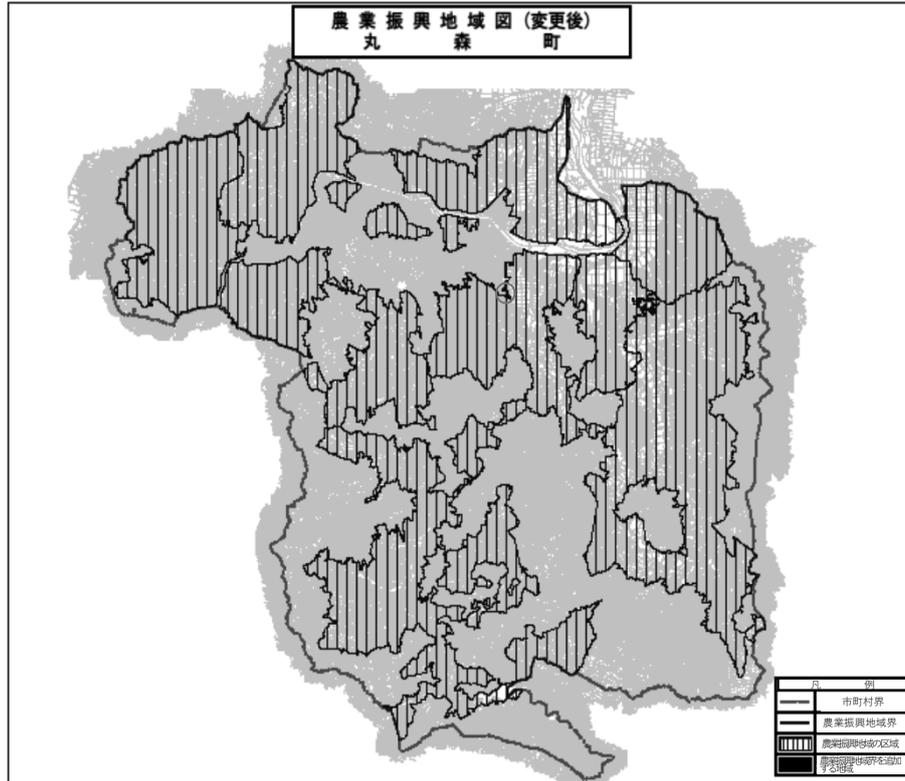
なお、その関係図面は、宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県大河原地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

丸森町のうち次の平面図に掲げる区域



○宮城県告示第六百三十三号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県管上下堤・川下地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年九月九日から令和四年十月十二日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第六百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県管土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行つた地区の名称

田尻西部地区

二 処分の年月日

令和四年八月三十日

○宮城県告示第六百三十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称

沿岸名	漁港名	地区名	指定区域
三陸南沿岸	田浦漁港	田浦地区	次に掲げるイ点からア点までを順次結んだ線及びイ点とア点を結んだ線により囲まれた区域 基点 A 南三陸町歌津字田の浦三三の一の地先の四級基準点 イ点 A 基点から六八度一七分〇〇秒一四六・六〇〇メートルの地点 ロ点 A 基点から一五五度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇〇メートルの地点 ハ点 A 基点から二三〇度二九分〇〇秒四六・四〇〇メートルの地点 ニ点 A 基点から一五九度三四分〇〇秒一八七・八〇〇メートルの地点 ホ点 A 基点から七五度四四分〇〇秒一六〇・九〇〇メートルの地点 ヘ点 A 基点から三四度五六分〇〇秒一四四・三〇〇メートルの地点 ト点 A 基点から五六度〇六分〇〇秒二三一・八〇〇メートルの地点 チ点 A 基点から五八度一七分〇〇秒一二四・二〇〇メートルの地点 リ点 A 基点から一五九度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇〇メートルの地点 ル点 A 基点から二一八度〇〇分〇〇秒九七・〇〇〇メートルの地点 レ点 A 基点から三〇二度〇〇分〇〇秒六〇・〇〇〇メートルの地点 ワ点 A 基点から三三八度〇〇分〇〇秒三三・〇〇〇メートルの地点 カ点 A 基点から二六〇度〇〇分〇〇秒一九・〇〇〇メートルの地点 ク点 A 基点から三三四度〇〇分〇〇秒八八・〇〇〇メートルの地点 ケ点 A 基点から二七度〇〇分〇〇秒四〇・〇〇〇メートルの地点 コ点 A 基点から二四二度〇〇分〇〇秒四三・〇〇〇メートルの地点 サ点 A 基点から二四二度〇〇分〇〇秒四三・〇〇〇メートルの地点 シ点 A 基点から二四二度〇〇分〇〇秒四三・〇〇〇メートルの地点 ソ点 A 基点から二四七度四七分〇〇秒一五・〇〇〇メートルの地点 ツ点 A 基点から二四七度四七分〇〇秒一五・〇〇〇メートルの地点 テ点 A 基点から一九〇度五六分〇〇秒六・九〇〇メートルの地点 ト点 A 基点から二五四度四一分〇〇秒九・九〇〇メートルの地点 ナ点 A 基点から二三四度四一分〇〇秒九・九〇〇メートルの地点 ニ点 A 基点から一三三度五二分〇〇秒七・七〇〇メートルの地点 ハ点 A 基点から二二三度二六分〇〇秒九・九〇〇メートルの地点 ヒ点 A 基点から二〇三度一四分〇〇秒八・三〇〇メートルの地点 フ点 A 基点から二四四度〇五分〇〇秒一四・九〇〇メートルの地点 ブ点 A 基点から二二一度一六分〇〇秒三〇・九〇〇メートルの地点 ベ点 A 基点から一九四度四六分〇〇秒一一・二〇〇メートルの地点



海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指定区域
三陸南沿 岸	田浦漁港 海岸	田浦地区 海岸	令和四年九月九日宮城県告示第六百三十五号により海岸保 全区域として指定した南三陸町歌津字田の浦地内の田浦漁港 海岸保全区域のうち田浦漁港区域に接する区域	

○宮城県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年九月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木  
事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷一九番一地从 から 同郡同町戸倉字波伝谷一九番一地从先まで	前	一・二・八 二六・二	一・二・八 二一・六	五〇・〇
	後	一・二・八 二一・六		

○宮城県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を  
開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年九月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事  
務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

公 告

県 道	坂本古川線	大崎市古川堤根字豎堀一・二番一地从先から 同市古川堤根字猪狩一三〇番地先まで	令和四年 九月十四日
-----	-------	---	---------------

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第  
五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指  
定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団豊衛会佐藤 医院	登米市豊里町横町五九番地の一	令和四年九月一日
やまと在宅診療所名取	名取市大手町一丁目一番地二二 NNハ イツ一号室	令和四年九月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウジエ調剤薬局	登米市登米町寺池前舟橋四番地四	令和四年九月一日
十日町調剤薬局	大崎市古川十日町四番一八号	令和四年九月一日
みさとまち調剤薬局	遠田郡美里町北浦字船入二一三二〇	令和四年九月一日
リフレ薬局 笠神店	多賀城市笠神四丁目六番九号	令和四年九月二十八日

三 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ピース訪問看護ステーション	栗原市一迫真坂字清水町田二番地一四	令和四年九月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があつたので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社十日町調剤薬局	大崎市古川十日町四番一八号	令和四年八月三十一日
ゆうやけ調剤薬局	多賀城市高崎三丁目二七―二六	令和四年七月三十一日
トミザワ薬局美田園店	名取市美田園七一―一八―二	令和四年七月三十一日
トミザワ薬局利府店	宮城県利府町沢乙東二―一六	令和四年七月三十一日
トミザワ薬局船迫店	柴田郡柴田町本船迫字上町二六―三二	令和四年七月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

- (一) 調達案件 令和四年度森林病虫害等防除「伐倒駆除（東部管内）」業務委託（単価契約）
- (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和五年三月十五日まで

4 履行場所 宮城県石巻市及び東松島市に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

- 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三三)へ令和四年九月二十八日(水)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県水産林政部森林整備課森林育成班(担当 菅原 真明 電話〇二二一二二一―二九二二)

3 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限

令和四年十月六日(木)午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 令和四年十月二日(金)午後五時まで  
(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年十月二日(月)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課

五 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Service(s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2022 (Tree Felling and Extermination within Tobu Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)
- 2 Contract Period : From contract settlement to March 15, 2023
- 3 Bid Submission Deadline : October 21, 2022, 5 : 00 p.m.
- 4 Place and Time of Bid Selection : October 24, 2022, 10 : 00 a.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor
- 5 Contact Information : Masaki Sugawara, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Fisheries Forestry Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-2921
- 6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び予定数量
    - (一) 調達案件 令和四年度森林病虫害等防除〔伐倒駆除(仙台管内)〕業務委託(単価契約)
    - (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から令和五年三月十五日まで
  - 4 履行場所 宮城県塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町及び大衡村に存する県所管森林
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
  - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
  - 3 2以外の者で開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてはその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

<p>(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>9 過去三か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。</p> <p>三 入札参加資格申請場所及び提出期限</p> <p>宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班（〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三三）へ令和四年九月二十八日（水）午後五時までに提出すること。</p> <p>四 入札書の提出場所等</p> <p>1 電子調達システムの利用</p> <p>(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。）を併用して入札を行うものとする。</p> <p>(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。</p> <p>2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先</p> <p>〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>宮城県水産林政部森林整備課森林育成班（担当 菅原 真明 電話〇二二-二二一-二九二二）</p> <p>3 一般競争入札参加資格審査</p> <p>入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>4 入札参加資格確認申請期限</p> <p>令和四年十月六日（木）午後五時まで</p> <p>5 入札書の提出期限及び場所</p> <p>(一) 日時 令和四年十月二日（金）午後五時まで</p> <p>(二) 場所 2に同じ。</p>	<p>(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>6 開札の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 令和四年十月二日（月）午後一時</p> <p>(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課</p> <p>五 入札に参加することができない者</p> <p>二に定める資格を有しない者</p> <p>六 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする 有 無 無</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>七 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature of Service(s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2022 (Tree Felling and Extermination within Sendai Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)</p> <p>2 Contract Period : From contract settlement to March 15, 2023</p> <p>3 Bid Submission Deadline : October 21, 2022, 5 : 00 p.m.</p>
---	--



事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1.50㎡	大崎市, 栗原市, 富谷市, 加美町, 涌谷町, 大和町, 大衡村, (10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市, 塩竈市, 白石市, 名取市, 角田市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 大衡村, 山元町, 利府町, 七ヶヶ浜町, (17市町)	平成2年度

3 事業実績

令和3年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	22,759 <sup>千㎡</sup>	3,318,206 <sup>千円</sup>	2,746,209 <sup>千円</sup>	509,684 <sup>千円</sup>	955,517 <sup>千円</sup>
仙南・仙塩広域水道事業	66,933	10,254,881	8,703,504	1,246,662	3,007,062
合計	89,692	13,573,088	11,449,713	1,756,347	3,962,580

(注) 1 給水量及び金額は、単位未満を切り捨てている。  
 2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日  
 企業局公営事業課及び水道経営課 令和4年7月20日  
 大崎広域水道事務所 令和4年7月13日  
 仙南・仙塩広域水道事務所 令和4年7月12日
- 2 事業概要  
 本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度

仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大 10万㎡	仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 七ヶヶ浜町, 利府町, 大和町	昭和36年度
仙塩工業用水	釜房ダム	1日最大 10万㎡	仙台市, 名取市, 多賀城市, 七ヶヶ浜町, 利府町, (5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大 5万 8,300㎡	大崎市, 大和町, 大衡村, 加美町, (4市町村)	昭和55年度

3 事業実績

令和3年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
仙塩工業用水	10,239 <sup>千㎡</sup>	797,688 <sup>千円</sup>	708,335 <sup>千円</sup>	81,696 <sup>千円</sup>	224,960 <sup>千円</sup>
仙塩工業用水	15,033	549,024	391,436	146,981	272,146
仙台北部工業用水	7,456	603,671	520,094	73,074	△112,290
合計	32,728	1,950,384	1,619,866	301,752	384,816

(注) 1 給水量及び金額は、単位未満を切り捨てている。  
 2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日  
 企業局公営事業課 令和4年7月20日
- 2 事業概要  
 本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び仙台港周辺地域における土地貸付等を行っている。

3 事業実績  
 令和3年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度

堺 市 公 益 課 報 告

事業名	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度末処分利益剰余金
地域整備事業	583,810	302,959	276,161	276,161

(注) 1 金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県流域下水道事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
  - 企業局公営事業課及び水道経営課 令和4年7月20日
  - 中南部下水道事務所 令和4年7月7日
  - 東部下水道事務所 令和4年7月7日

2 事業概要

本事業は、市町村が管理する下水道から排除された下水を処理するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	処理能力	関連市町村	供用開始年度
仙塩流域下水道事業	1日最大 22万2,000㎡	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町 (5市町)	昭和53年度
阿武隈川下流域事業	1日最大 12万5,000㎡	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵主町、大和町、利田町、柴田町、丸森町、亶理町 (11市町)	昭和59年度
鳴瀬川流域下水道事業	1日最大 8,800㎡	大崎市、美里町 (2市町)	平成4年度
吉田川流域下水道事業	1日最大 4万1,825㎡	富谷市、大和町、大郷町、大衡村 (4市町村)	平成4年度
北上川下流域事業	1日最大 3万8,800㎡	石巻市、東松島市 (2市)	平成10年度
北上川下流域事業	1日最大 2万5,300㎡	石巻市、女川町 (2市町)	平成12年度
迫川流域下水道事業	1日最大 9,650㎡	登米市、栗原市 (2市)	平成12年度

3 事業実績

令和3年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	総流入量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益 (損失△)	当年度末処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
仙塩流域下水道事業	40,335	3,872,871	3,915,102	△42,276	△61,502
阿武隈川下流域下水道事業	32,951	4,695,010	4,619,958	78,539	145,143
鳴瀬川流域下水道事業	2,520	666,440	680,931	△9,763	△5,992
吉田川流域下水道事業	11,360	1,376,480	1,383,748	△1,811	△2,406
北上川下流域下水道事業	8,084	1,656,795	1,393,295	248,559	473,721
北上川下流域下水道事業	4,469	1,726,060	1,699,955	19,187	△129,261
迫川流域下水道事業	2,537	1,311,719	1,123,712	184,217	373,624
合計	102,258	15,305,378	14,816,703	476,654	793,327

(注) 1 総流入量及び金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。